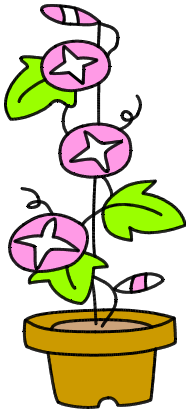


飛 翔

広島市立安佐中学校 生活だより
平成23年 7月20日 No35

「犯罪被害等防止教室」を終えて～感想文より



・ぼくは、舟津さんの犯罪被害等防止教室を見て、盗まれた人のことを考えると悲しいと思います。ぼくも、被害者や犯罪者にならないよう気をつけたいと思います。そのためには、友だちや他の人が、しようとしていたら、ぼくは止めようと思います。ここで、一つ質問がしたいです。ぼくの自転車を勝手にいところに乗って使ったら犯罪なんですか？もし答えてもらえたら、教えてください。それと、警察をがんばって続けてください。がんばってください。ぼくもいつか舟津さんのように犯罪はどんなにいけないことを学校や地域で呼びかけていきたいと思います。そして、犯罪を減らしていきたいと思います。なので、舟津さんも警察をやめても講演をして、がんばって犯罪を減らせるようにしてください。応援しています。〔1年生〕
(たとえ、いところであっても持ち主に無断で乗ってはいけませんね)

・ぼくは、今日の「犯罪被害等防止教室」の授業で知らないことがたくさん分かりました。それに、自分にも被害がおよぶと分かったときには、少し恐怖を感じました。それに、ほとんどが少年が行った事件ということにも、驚きを感じました。また、こういう被害を防ぐ方法をていねいに、しんの通った声で教えてくれた舟津さんに感謝しないといけないとしみじみ思います。この「犯罪被害等防止教室」のおかげで、これから先、自分が大人になってもトラブルなどに巻き込まれず、平和に生きていけると思います。小学校では知らなかったサイバー犯罪やいろいろなこと分かり、とてもすばらしい一時間の授業でした。本当にありがとうございました。〔1年生〕

《窃盗》 刑法第235条

他人の物を盗むことは、当然犯罪です。「ちょっとそこまで」、「見つかっても、お金を払えば・・・」はダメです。また、見張りについても共犯者（実行した人と同じ罪になります。）

《占有離脱物横領》 刑法254条

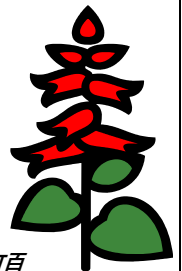
放置されている自転車や、他の犯人が乗り捨てていった自転車を勝手に乗ることも犯罪です。

《盗品等無償譲受け》 刑法256条第1項

盗んだ物をもろうことは犯罪です。友だちから「これあげる」と言われても、はっきりことわりましょう。

《盗品等有償譲受け等》 刑法256条第2項

盗んだ物を買ったり、頼まれて運んだり、保管したりすることは犯罪です。「自分は盗んでいない」は通じません！



明日(21日)から「夏休み」



「前期前半」も今日(20日)で最後となりました。明日(21日)からは、いよいよ「夏休み」に突入します。約40日間をどのように過ごすかが、夏休み後の学校生活に大きく影響してきます。「元気」で「充実」した毎日を過ごそう。

夏休み中(7月21日～8月26日)の行事予定

【7月】 21日(木) 三者懇談会
22日(金) 三者懇談会
26日(火) 三者懇談会
27日(水) 三者懇談会

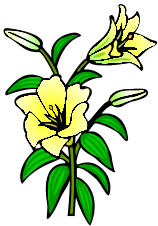
明日(21日)から4日間にわたって「三者懇談会」が予定されています。

【8月】 6日(土) **全校登校日** 《平和集会》



8:05 体育館集合完了
8:05～8:10 全校朝会 TV視聴
8:10～8:30 平和集会《生徒会》
8:15～ 黙祷(1分間)
「碑前祭」報告
「平和の誓い」詩の群読
8:40～9:00 教室にて

18日(木) **全校登校日**



8:30～9:10 各教室
*「夏休みの課題」提出など

26日(金) **3年生授業開始** 1,2年生より一足早く始まります。

《3年生のみ》 通常通り登校 午前中4時間授業

29日(月) **全校集会** *「前期後半」のスタートです。

弁当持参

全校朝会 1時間目「学活」 6時間通常授業

*29日(月)～31日(水)は、デリバリーはありません。